



(第1面)

許可番号 08860 009356

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー

代表取締役 榎岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和 5年 8月 1日

許可の有効年月日 令和10年 7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え保管行為を含む。）

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃水銀等

廃石綿等

廃油

揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃酸

水素イオン濃度指数2.0以下、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

鉍さい

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以下第2面へ記載)



ばいじん

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以上8種類。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

所在地	大分市大字家島字渡場240番1、239番1
面積	積: 1.96 m ²
容量	量: 1.68 m ³
高さ	さ: 0.87 m
種類	類: 廃水銀等、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、汚泥

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)